

○長崎市保育料等減免の取り扱いについて

(趣旨)

第1条 この取り扱いは、長崎市児童福祉法施行細則（平成9年長崎市規則第59号。以下「福祉法施行細則」という。）第16条に規定する徴収金及び長崎市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年12月26日長崎市規則第110号。以下「支援法施行細則」という。）第14条に規定する保育料（以下「保育料等」という。）の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象)

第2条 福祉法施行細則第16条第1項第3号及び支援法施行細則第14条第1項第3号に規定する事由は、次のとおりとする。

- (1) 入所児童の属する世帯の主たる生計維持者（以下「生計維持者」という。）の倒産、失業等（公共職業安定所又は事業所から交付される離職票等により、事業所の倒産等又は解雇（重責解雇除く）が確認できたもの）を理由に転職し前年よりも収入が減少したことによつて保育料等の負担が困難と認められるとき。
- (2) 生計維持者が拘禁又は行方不明により、保育料等の負担が困難と認められるとき。
- (3) 入所児童の属する世帯内に疾病者があり、3月以上継続してこれに必要な経費を支出しているため、保育料等の負担が困難と認められるとき。
- (4) 離婚等により生計維持者が変更となり、新たに生計維持者となつた者に前年課税額があつた場合で、保育料等の負担が困難と認められるとき。
- (5) 前各号に該当しない世帯で、保育料等の負担が困難と認められるとき。

(減免の額)

第3条 保育料等の減免は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) その世帯の申請月の前3ヶ月の平均収入額（以下「認定収入額」という。）が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による最低生活基準額（以下「最低生活費」という。）に満たない場合には、全額免除とする。
- (2) 認定収入額が最低生活費を上回り、最低生活費に1.1を乗じて得た額より少ない場合には、半額免除とする。
- (3) 死亡又は離婚による扶養義務者の変更により、新たに扶養義務者となつた者に前年課税額があつた場合は、前年所得金額から本年控除対象可能額を控除後の課税額による階層まで減免する。
- (4) 福祉法施行細則第16条第1項第2号又は支援法施行細則第14条第1項第2号に掲げる事由で、生計維持者が居住する家屋が、全焼、全壊等の場合には、全額免除とする。
- (5) 福祉法施行細則第16条第1項第2号又は支援法施行細則第14条第1項第2号に掲げる事由で、生計維持者が居住する家屋が、半焼、半壊等の場合には、半額免除とする。

- (6) 福祉法施行細則第16条第1項第2号又は支援法施行細則第14条第1項第2号に掲げる事由で、生計維持者が居住する家屋が、部分焼、部分壊等の場合には、4分の1減額する。

(減免の申請)

第4条 保育料等の減免を受けようとする者は、保育料等減免申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して申請するものとする。

2 福祉法施行細則第16条第2項及び支援法施行細則第14条第2項に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 給料明細書の写（前3ヶ月分）
- (2) 家賃支払い領収証等、支払いのわかるものの写（前3ヶ月分）
- (3) 離職票の写（公共職業安定所発行のもの）
- (4) 診断書
- (5) り災証明書
- (6) 医療費を支払った際の領収証の写（前3ヶ月分）
- (7) 各種給付金の受給明細書の写
- (8) 社会保険料等を支払った際の領収証の写（前3ヶ月分）
- (9) 入所証明書（拘禁）の写
- (10) その他市長が必要とするもの

(減免の決定)

第5条 前条の規定による保育料減免申請書を受理したときは、保育料等減免調査書（第2号様式）を作成し減免事由にかかる事実を確認のうえ、減免の可否を決定し、保育料等減免決定通知書（第3号様式）又は保育料等減免却下通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(減免の期間)

第6条 保育料等の減免は、申請月の属する年度内とし、減免事由の発生した月の翌月（納入済のときは、その翌月）から開始し、減免期間の満了若しくは減免事由の消滅した日の属する月に終了する。ただし、市長が特に必要と認められる者について、減免事由の発生時期を調査し、これを定めることができる。

(届出)

第7条 減免を受けた者は、減免期間内に減免事由が消滅した場合は、直ちに届出なければならない。

2 正当な理由なく届出をしなかつた者及び虚偽の申請をした者に対して、その事実の発生した月に遡

つて減免を取り消すことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 平成12年4月1日から施行する。  
(保育料減免要綱の廃止)
- 2 保育料減免要綱(昭和61年8月1日適用)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 平成19年4月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 平成19年11月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 平成20年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和2年8月4日から施行する。